（ 整理番号 ０３２２ ）

令和３年度　栃木地方最低賃金審議会

第２回　栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会　議事要旨

公　開

<table>
<tr><td>開　催　日　時</td><td colspan="6">令和３年１０月１９日（火）　１４時００分 ～ １６時２０分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出　席　状　況</td><td rowspan="2">公　益
代表委員</td><td>出席３人</td><td rowspan="2">労 働 者
代表委員</td><td>出席３人</td><td rowspan="2">使 用 者
代表委員</td><td>出席３人</td></tr>
<tr><td>定数３人</td><td>定数３人</td><td>定数３人</td></tr>
<tr><td>主　要　議　題</td><td colspan="6">１　栃木県特定最低賃金の金額改定について
２　その他</td></tr>
<tr><td>議事録・議事要旨</td><td colspan="6">議　　事　　要　　旨</td></tr>
</table>

１　栃木県特定最低賃金の金額改定について

（１）労働者代表委員の見解及び主張

ア　前回の 31 円から１円下げると次の影響率となること、及び 30 円引き上げれば時間額 950 円となることから、30 円の引上げを提示した。

イ　特定最賃の意味合いを考え、自動車としては地賃よりも上との認識から、１円歩み寄り 29 円の引上げを提示した。

ウ　地域別最低賃金の引上げ額と同額の 28 円の引上げを提示した。

（２）使用者代表委員の見解及び主張

ア　経団連 2021 年春季労使交渉･中小企業妥結結果の輸送用機器の妥結率が 1.74％であり、現行額 920 円に 1.74％を乗じ 16 円の引上げを提示した。

イ　経団連 2021 年春季労使交渉・大手企業妥結結果の自動車の妥結率が 2.05％であり、現行額 920 円に 2.05％を乗ずると 18.86 円になることから、19 円の引上げを提示した。

ウ　令和３年７月の毎月勤労統計調査地方調査における「きまって支給する給与」「一般」の前年同月比がプラス 2.5％であることから、現行 920 円に 2.5％を乗ずると 23 円になるので、23 円の引上げを提示した。

エ　労働者側の 28 円提示を受け、24 円の引上げを提示した。

（３）結審状況等について

労働者代表委員は 28 円の引上げ、使用者代表委員は 24 円の引上げを提示、これ以上の進展は見込めず公益見解を示すこととなった。

公益委員は、労使それぞれの主張を尊重し、その上で、県内の特定最低賃金の結審状況、全国の自動車特定最低賃金の結審状況、地域別最低賃金の状況も踏まえて、これらを総合的に勘案して、現行 920 円を 27 円引き上げて時間額 947 円とする公益見解を提示した。

協議の結果、労・使共に最終的には公益見解に同意され、現行額を 27 円引き上げて、時間額 947 円(改正発効日：令和３年 12 月 31 日)で「全会一致」により結審し

た。
　審議会会長あて報告書(案)について審議し、原案どおり議決された。
　審議会令第６条第５項の適用により、答申文(案)について審議し、原案どおり議決され、引き続き答申された。

２　その他
特になし